

議員提出議案第 4 号

周南市政治倫理条例の一部を改正する条例制定について

周南市政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月22日 提出

提出者 周南市議会議員	田 村 勇 一
	青 木 義 雄
	魚 永 智 行
	金 井 光 男
	小 林 雄 二
	清 水 芳 将
	福 田 健 吾
	古 谷 幸 男

記

周南市政治倫理条例の一部を改正する条例

周南市政治倫理条例（平成28年周南市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「資産等報告書等」の次に「（第7条第3項及び第8条第2項に規定する規則で定める証明書類を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（政治倫理の確立のための周南市長の資産等の公開に関する条例の一部改正）

2 政治倫理の確立のための周南市長の資産等の公開に関する条例（平成15年周南市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「資産等報告書等」の次に「（第2条第3項及び第3条第2項に規定する規則で定める証明書類を除く。）」を加える。

(参考)

周南市政治倫理条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(議員の資産等報告書等の閲覧)</p> <p>第10条 市長は、資産等報告書等の写しを速やかに市民の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>(議員の資産等報告書等の閲覧)</p> <p>第10条 市長は、資産等報告書等<u>(第7条第3項及び第8条第2項に規定する規則で定める証明書類を除く。)</u>の写しを速やかに市民の閲覧に供しなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)

政治倫理の確立のための周南市長の資産等の公開に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(資産等報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第6条 資産等報告書等は、周南市長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、周南市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。</p>	<p>(資産等報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第6条 資産等報告書等は、周南市長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、周南市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等 <u>(第2条第3項及び第3条第2項に規定する規則で定める証明書類を除く。)</u> の閲覧を請求することができる。</p>